令和８年度四国森林管理局法律顧問業務に係る企画競争応募要領

１　総則

令和８年度四国森林管理局法律顧問業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

２　業務内容

令和８年度四国森林管理局法律顧問業務は、国有林野事業に関する法律上の問題等について、専門的な立場から指導及び助言を行うこととし、別添「令和８年度四国森林管理局法律顧問業務仕様書」のとおりとする。

３　予算額

業務の予算総額は505,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
ただし、予算総額は予定価格と異なります。

４　参加資格

本業務に応募できる者は、次の全てに該当する者とする。
(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお､競争に参加する者が、被保佐人又は被補助人であって､契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別な理由のある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に規定された資格を有する弁護士であること。
(4) 弁護士法第20条１項に定める法律事務所が、四国森林管理局（高知県高知市丸ノ内１－３－30）から半径30㎞の範囲に所在すること。

５　提出書類

(1) 業務に係る企画書
下記の内容を盛り込んだ企画書とすること。
①　国からの行政相談等の実績（過去５年以内の国の行政機関の顧問弁護士業務や国の行政機関を対象とした講演実績などがあれば記入）
②　森林・林業行政や環境行政に関する知見（過去５年間の行政機関の審議会等への参加実績、審議会において担った役割及び業務を通じ林業・木材産業及び環境問題に携わった実績などがあれば記入）
③　業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制
ア　相談業務を担当する弁護士の体制（担当が決まっているか。）
イ　相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか。）
ウ　相談事案に関する態様（面談、電話、電子メール、四国森林管理局の旅費規程による出張での法務省等との会議への出席は可能か。）
(2) 申込者の概要（経歴、顧問先・役職、事務所概要等）が分かる書類
(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（トライくるみん認定

企業、くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況の分かる資料（基準に適合し認定されている者であることを企画書に記載する。）。
(4) 見積書（任意様式）
本業務を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した見積書及び内訳書

６　企画書等の提出期限
(1) 提出期限：令和８年３月 16 日（月）17 時まで
(2) 企画書等の提出及び契約条項並びに企画書作成等に関する問合せ先
〒780－8528　高知県高知市丸ノ内１－３－30
四国森林管理局　総務企画部　総務課
電　話：088－821－2080
担当者：共済組合係
(3) 書類の提出部数
①　企画競争参加申込書（様式第１号）１部
②　企画書（５の(1)で示す内容を盛り込むこと）１部
③　企画書申込者の概要(経歴、顧問先・役職、事務所概要等）１部
④　見積書（経費内訳を含むもの）１部
(4) 提出に当たっての留意事項
①　持参により提出する場合の受付時間は、平日の９時から 17 時までとする。
②　郵送等による提出は認めるが(書留郵便に限る。)、提出期限までに四国森林管理局総務課共済組合係に到着しなかった場合は無効とする。
③　提出された書類に不備があった場合には、無効とする。
④　提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことはできないこととし、返還も行わないこととする。
⑤　提出された企画書等は、非公開とする。
⑥　１者当たり１件の企画を限度とし、１件を超えて申込みを行った場合は、全てを無効とする。
⑦　企画競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第２号）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。
⑧　暴力団排除に関する誓約事項（様式第２号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積りは無効とする。
⑨　虚偽の記載をした書類は、無効とする。
⑩　四国森林管理局において、請負者の資格を有しないと判断された者が提出した書類は、無効とする。

７　審査の実施
(1) 審査は、企画審査委員会において、「令和８年度四国森林管理局法律顧問業務の企画審査について」に基づき、提出された企画書等の内容について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画を提出した１者を選定し、契約候補者とする。

(2) 審査結果は、企画書等の申込者に遅滞なく通知する。

８　契約の締結

支出負担行為担当官四国森林管理局長は、契約候補者から提出済の見積書に記載されている見積額が予算総額の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

９　その他

(1) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 企画書等は、申込者に無断で使用しない。

（様式第１号）

企画競争参加申込書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
四国森林管理局長　殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和８年度四国森林管理局法律顧問業務に係る請負契約者の選定企画競争に参加したいので、次の書類を添えて申し込みます。

記

１　令和８年度四国森林管理局法律顧問業務に係る企画書
２　申込者の概要
３　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、次世代育成支援対策推進法に基づく認定、及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写し（認定等を受けている場合）
４　見積書（経費内訳含む）

担 当 者 ：
所属部署：
氏　　名　：
Ｔ　Ｅ　Ｌ　：
ｅ－ｍａｉｌ：

（様式第２号）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者
（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者
（１）暴力的な要求行為を行う者
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。